

不当表示には大きく分けて3つの種類があります。

優良誤認表示

商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示

有利誤認表示

商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示

その他
誤認される
おそれのある
表示

一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示※

※無果汁の清涼飲料水等、商品の原産国、消費者信用の融資費用、おとり広告、不動産のおとり広告、有料老人ホーム

違反行為に対しては次のような措置命令が出されます！

- 違反したことを一般消費者に周知徹底すること（公表）
- 再発防止策を講じること
- その違反行為を将来繰り返さないこと など

優良誤認表示または有利誤認表示は、課徴金の対象にもなります

景品表示法について更に詳しく知りたい方は
栃木県のホームページを御覧ください

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/shouhi/seikatsu/keihyo.html>



これから行う表示に関する御相談

事業者がこれから行う企画の表示物に関する御相談をお受けします。

すでに販売中あるいは発出済みの表示物の御相談はお受けできません。

ホームページを御確認いただいた上で、時間に余裕を持って御相談ください。
また、景品表示法は事後規制する法律のため、御相談に対しては法の解釈・運用をアドバイスするにすぎず、最終的な表示物の作成は事業者の責任において行うものです。

栃木県県民生活部くらし安全安心課 消費者行政推進室

Tel 028-623-3242 Fax 028-623-2182

Mail seikatsu@pref.tochigi.lg.jp

VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ

令和4年1月

その表示のまま作成して

大丈夫？

景品表示法違反

かも…

数量
限定



売上ランキング
第1位

業界最安値

期間限定

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

景品表示法に違反する不当表示については、事業者側に故意・過失がなかったとしても、景品表示法に基づく措置命令等が行われることとなります。

栃木県

広告等の作成には、注意が必要です！

二重価格の表示

「メーカー希望価格」「当店通常価格」など比較対象価格の表示を行う際は、根拠のある価格、最近相当期間にわたって販売されていた価格である必要があります。

〈最近相当期間とは…〉

- ・比較対象価格の全期間が直近8週間において過半を占める
- ・比較対象価格での販売期間が通算2週間以上である
- ・二重価格表示を行う時点で、比較対象価格での販売最終日から2週間以上経過していない など

限定販売等の表示

実際は取引する意思がない商品や、取引に応じることができない商品等について表示し、消費者を誘引することなどは「おとり広告」となり不当な表示になります。商品又はサービスの供給量について、実際とは異なる表示を行い訴求することも不当表示のおそれがあります。

NO.1等の表示

商品等の内容や優良性、有利性を示す「NO.1」表示は合理的な根拠が必要です。

- ・客観的な調査に基づくこと
- ・対象となる商品等の範囲や地理的範囲、調査期間・時点、調査の出典について明瞭に表示すること
- ・調査結果を適正に引用すること など

打消し表示

表示について例外条件や制約条件等がある場合、「打消し表示」により誤認が生じないようにすること、消費者が打消し表示の内容を正しく認識できるような適切な方法で表示することが必要です。

〈留意点〉

- ・文字の大きさ・表示の配置場所・背景との対照性
- ・強調表示（訴求内容の表示）の文字の大きさととのバランス など

特色のある原材料表示

「〇〇使用」「〇〇入り」など、特色のある用語を用いて一般的名称と差別化を図る表示は、同種の原材料に占める割合が100%でない場合、使用割合の表示が必要です。

また、実際とは異なり、あたかも有名ブランドであるかのように表示することも、優良誤認にあたるおそれがあります。

消費税込価格の総額表示

令和3年4月1日から、事業者が消費者に対して価格を表示する際、消費税法に基づき税込価格の表示が義務化されました。

税抜価格のみの表示は、消費者に誤認を与えるおそれがあります。税抜価格との併記も認められていますが、税込価格をわかりやすく表示することが必要です。

効果効能の表示

効果効能を表示する場合、実際に商品が使用される環境下において効果効能を発揮することを、客観的に示す根拠となるデータが必要です。

また、表示された内容と、根拠を示すデータが適切に対応している必要があります。

公正競争規約

国の認定を受けた様々な業界の自主ルールとして、商品特性や取引の実態に即した、表示に関する細かく具体的な規定があります。特定の文言を使用する際の基準や、表示すべき事項等が多様に定められているので、参考にしてください。

詳しくは、全国公正取引協議会連合会のHPを御参照ください。

